

議案第153号

静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月15日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

静岡市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年静岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第15条第1項中「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、同条第2項中「、法第54条第2項から第4項まで」を「並びに法第54条第2項及び第3項」に改め、同条第3項中「並びに法第52条第4項及び法第54条第5項（これらの規定を）」を「、法第52条第4項及び第5項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）並びに法第54条第4項（）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。